中之条労働基準監督署からのお知らせ（令和７年５月号）

１．職場における熱中症対策の強化について（令和７年６月１日に改正労働安全衛生規則施行）

毎年、夏季を中心に熱中症が相次ぐ中、職場においても熱中症による健康被害が多数発生し、重篤化して死亡に至る事例が全国で年間 30 人程度発生している状況にあります。業種別にみると、建設業、製造業及び運送業の順に多く発生しています。熱中症による死亡災害の傾向として、ほとんどが**初期症状の放置・対応の遅れが原因**となっています。職場において、**死亡に至らせない（重篤化させない）ための適切な対策の実施が必要**となります。いつもと違うと思ったら、熱中症を疑ってください。

本人が **「少し横になれば大丈夫」** と言ったので、休ませていて、１時間後に様子を見に行ったら、重篤化して取り返しがつかないことに、、、といったケースが発生しています。実際の職場で、熱中症の方を見かけてもどうしていいかわからない、救急車を呼ぶこともしなかったでは困ってしまいます。

そこで、熱中症の疑いがある方を発見した時には、すぐに応急処置、医療機関での治療といった迅速な対応が必要となるため、迅速に対応するための初期症状や早期発見や、重症化を防ぐための**「職場ごとの熱中症対策のルール化」**をお願いします。

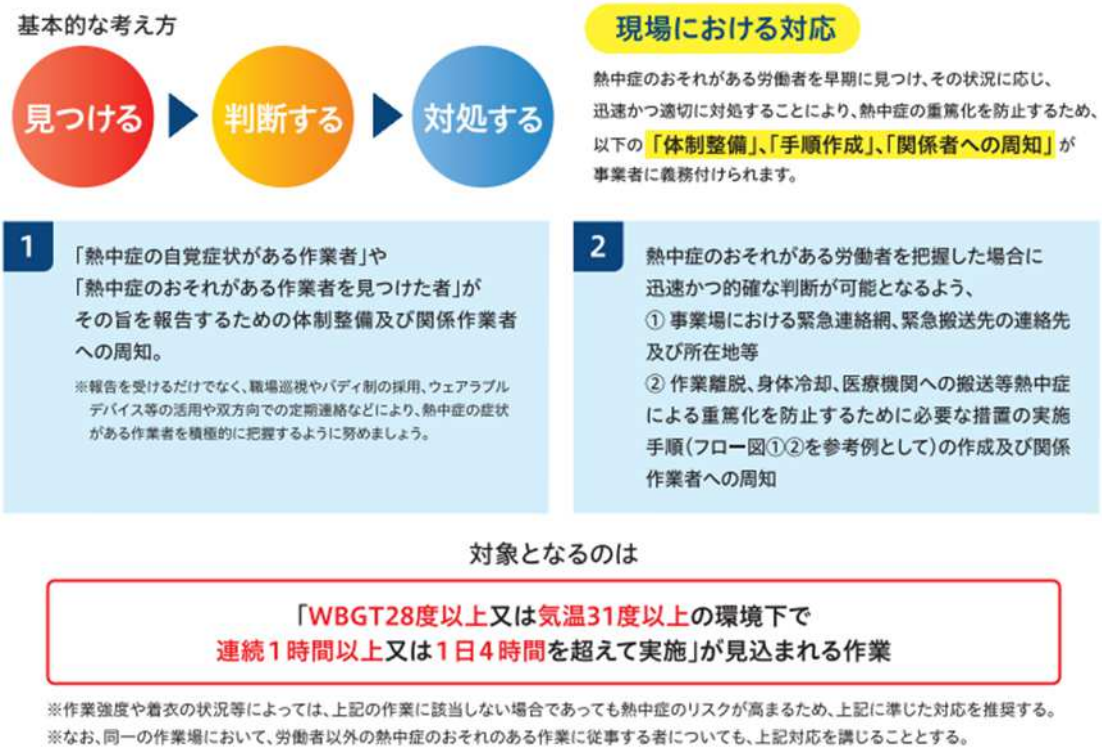

群馬労働局 HP（STOP！熱中症クールワークキャンペーンの取組）

労務関係・安全衛生関係の質問・相談は、お気軽に下記連絡先まで御連絡・御相談ください。

中之条労働基準監督署　☎0279－75－3034

所在地　吾妻郡中之条町大字中之条町 664－1